

第三十四条 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の

三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）
 第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び法
 第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（以下
 「居住費等の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる要
 介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をい
 う。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に
 規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）の区分及び中欄
 に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とす
 る。

要介護被保険者又は居宅 要支援被保険者の区分	居室等の区分			額		
	一	二	三			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
					多床室Ⅰ（特養等）	(略)
					多床室Ⅱ（老健・医 療院）	
	多床室Ⅲ（老健・医 療院等）					
	(略)					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
						多床室Ⅰ（特養等）
						多床室Ⅱ（老健・医 療院）
	(略)	(略)	(略)	(略)	一日につき 四百二十円	
多床室Ⅲ（老健・医 療院等）						
(略)						
(略)	(略)	(略)	(略)	一日につき 零円		
					多床室Ⅰ（特養等）	
					多床室Ⅱ（老健・医 療院）	

改正前

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）
 第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び法
 第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（以下
 「居住費等の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる要
 介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をい
 う。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に
 規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）の区分及び中欄
 に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とす
 る。

要介護被保険者又は居宅 要支援被保険者の区分	居室等の区分			額		
	一	二	三			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
					多床室（特養等）	(略)
					多床室（老健・医療 院等）	
	(略)					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
						多床室（特養等）
						多床室（老健・医療 院等）
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
						多床室（特養等）
多床室（老健・医療 院等）						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
					多床室（特養等）	
					多床室（老健・医療 院等）	

<p>備考</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 この表において「<u>多床室Ⅰ</u>(特養等)」とは、居住費用告示の表備考五に規定する<u>多床室Ⅰ</u>(特養等)をいう。</p> <p>六 この表において「<u>多床室Ⅱ</u>(老健・医療院)」とは、居住費用告示の表備考六に規定する<u>多床室Ⅱ</u>(老健・医療院)をいう。</p> <p>七 この表において「<u>多床室Ⅲ</u>(老健・医療院等)」とは、居住費用告示の表備考七に規定する<u>多床室Ⅲ</u>(老健・医療院等)をいう。</p>	<p>多床室Ⅲ(老健・医療院等)</p> <p>(略)</p>
<p>備考</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 この表において「<u>多床室</u>(特養等)」とは、居住費用告示の表備考五に規定する<u>多床室</u>(特養等)をいう。 (新設)</p> <p>六 この表において「<u>多床室</u>(老健・医療院等)」とは、居住費用告示の表備考六に規定する<u>多床室</u>(老健・医療院等)をいう。</p>	<p>多床室(老健・医療院等)</p> <p>(略)</p>